

知事許可漁業の許可等に係る制限措置等の公示

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する同法第 42 条第 1 項及び沖縄県漁業調整規則（令和 2 年沖縄県規則第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 10 月 13 日

沖縄県知事 古謝 玄太

1. かつお一本釣漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む 者の資格
かつお一本釣漁業	沖縄県地先海面	1 月 1 日から 12 月 31 日	5 トン以上 20 トン未満	定めなし	沖縄県に住所 を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 11 月 13 日から令和 9 年 5 月 31 日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年 12 月 1 日（翌日以降は許可の日）から令和 13 年 11 月 30 日までとする。

イ この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第 5 の規定に従い処理する。

2. 底魚一本釣漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む 者の資格
底魚一本釣漁業	沖縄県地先海面	1月1日から 12月31日	5トン以上 20トン未満	定めなし	沖縄県に住所 を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年11月13日から令和9年5月31日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和8年12月1日（翌日以降は許可の日）から令和13年11月30日までとする。

イ この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第5の規定に従い処理する。

3. 小型定置網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可を すべき漁業者の数	漁業を営む者 の資格
小型定置網漁業	別記 操業区域の1	1月1日から 12月31日	定めなし	沖縄県に住所 を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年11月13日から令和9年5月31日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和8年12月1日（翌日以降は許可の日）から令和11年11月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付ける。

操業位置図に示された場所以外で操業してはならない。

ウ この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第5の規定に従い処理する。

4. 敷網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可を すべき漁業者の数	漁業を営む者 の資格
敷網漁業	別記 操業区域の2	1月1日から 12月31日	定めなし	沖縄県に住所 を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年11月13日から令和9年5月31日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和8年12月1日（翌日以降は許可の日）から令和11年11月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付ける。

（ア）集魚灯に使用する電球は5キロワットを超えてはならない。

（イ）灯船（網船を含む）は2隻を超えてはならない。

ウ この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第5の規定に従い処理する。

5. 追込網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可を すべき漁業者の数	漁業を営む者 の資格
追込網漁業	別記 操業区域の2	1月1日から 12月31日	定めなし	沖縄県に住所 を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年11月13日から令和9年5月31日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和8年12月1日（翌日以降は許可の日）から令和11年11月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付ける。

網目28ミリメートル未満の網漁具の使用を禁止する。ただし、かつお一本釣漁業のえさ及びとびうおをとることを目的とする場合はこの限りではない。

ウ この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第5の規定に従い処理する。

別記 操業区域の1

共同第1号海面
共同第2号海面
共同第3号海面
共同第4号海面
共同第5号海面
共同第6号海面
共同第7号海面
共同第8号海面
共同第9号海面
共同第10号海面
共同第11号海面
共同第12号海面
共同第13号海面
共同第14号海面
共同第15号海面
共同第16号海面
共同第17号海面
共同第18号海面
共同第19号海面
共同第20号海面
共同第21号海面
共同第22号海面
共同第23号海面
共同第24号海面
共同第25号海面
共同第26号海面

別記 操業区域の2

共同第1号海面
共同第2号海面
共同第3号海面
共同第3, 5号海面
共同第4号海面
共同第5号海面
共同第6号海面
共同第7号海面
共同第8, 12号海面
共同第9, 12号海面
共同第10, 12号海面
共同第11, 12号海面
共同第12, 16号海面
共同第13号海面
共同第14号海面
共同第15号海面
共同第16号海面
共同第17号海面
共同第18号海面
共同第19号海面
共同第20, 21号海面
共同第22, 23号海面
共同第23号海面
共同第24号海面
共同第24, 25, 26号海面